

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	児童就学援助費等扶助事業						担当部	教育委員会事務局			
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	学校教育課				
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降			担当係	学校教育係		
	総合計画 分野別計画	主目的	4 教育文化		16 学校教育		1 教育を支える学習環境を整備する					
		副目的										
	予算区分	款	10	項	2	目	2	大	3	中	1	
	根拠法令・個別計画	学校教育法 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 小牧市就学援助費事務取扱要綱										
	実施・運営方法 ※費用合計に占める経費の内訳(割合)	直接実施・運営	4 %		委託	0 %			助成	96 %		
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	<p>【就学援助費】経済的理由により就学が困難な児童の保護者について、学用品費等を給与するなど必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。</p> <p>【特別支援教育就学奨励費】小学校の特別支援学級へ就学する児童の保護者等の経済的負担を軽減することを目的とする。</p>										
	内容 (手段)	<p>【就学援助費】(39,807千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者:生活保護受給者及びこれに準ずる児童の保護者 ・支給費目:給食費(実費)・学用品費(国が定める限度額以内)・校外活動費(国が定める限度額以内)・新入学学用品費(国が定める限度額以内)・修学旅行費(実費)・医療費(実費)・体育実技用具費(国が定める限度額以内)・児童会費(国が定める限度額以内)・PTA会費(国が定める限度額以内)・クラブ活動費(国が定める限度額以内) ※生活保護受給者は、修学旅行費、医療費のみ支給 ・支給時期 年3回(7・12・3月末) <p>【特別支援教育就学奨励費】(2,812千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者:特別支援学級に入級している全児童(就学援助費受給者は対象外) ・支給費目:給食費・学用品費・校外活動費・新入学学用品費・修学旅行費・医療費・体育実技用具費 ※支給額については、就学援助費の1/2 ・支給時期 年3回(7・12・3月末) 										
受益者負担												

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	44,350	45,772	42,619	55,464	
		正職員	従事者数	人	0.29	0.29	0.29	0.29
			人件費	千円	1,542	1,542	1,542	1,542
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	45,892	47,314	44,161	57,006
	対前年比		%		103.0	93.3	129.0	
財源	一般財源	千円	44,837	46,137	43,213	55,744		
	国・県支出金	千円	1,055	1,177	948	1,262		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名		単位	H21	H22	H23	H24
	市内小学校児童数	人	目標	—	—	—	—
			実績	9,425	9,299	9,147	
			目標				
			実績				
			目標				
実績							
績	成果指標名		単位	H21	H22	H23	H24
	就学援助費認定者数	人	目標	—	—	—	—
			実績	806	793	745	
			目標				
			実績				

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	学校事務職員に対し事務説明会を開催し、申請事務が円滑にすすむよう努め、平成23年度は745人に就学援助費を適正に支給できた。		
		事業実施における課題等	平成23年度より、クラブ活動費の一部についても対象費目となったが、現在のシステムでは明細がでないため、保護者からの問合せが多い。		
		事業を縮小・廃止したときの影響	経済的理由により就学が困難な児童及び特別支援学級へ就学する児童の保護者の経済的負担が増加し、義務教育の円滑な実施に支障をきたす可能性がある。		
	今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持		
		判定理由	今後も経済的理由により就学が困難な児童及び特別支援学級へ就学する児童の保護者の経済的負担を軽減する必要があるため、現状維持が妥当と判断した。		
		改善案等	明細が出せるよう、システムを修正する。		

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。